

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（平成13年岡山市条例第34号）新旧対照表

現行	改正素案（案）
<p>我が岡山市は、<u>古くから</u>、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした<u>風情と多彩な芸術文化を育み</u>、先駆的な教育を実践してきた。</p> <p>先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた<u>男女の輝かしい足跡</u>が今によみがえる。</p> <p>我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、<u>固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。</u></p> <p>新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、<u>男女が</u>、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。</p>	<p>我が岡山市は、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に<u>恵まれ</u>、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした<u>風土や多彩な芸術文化を育み</u>、先駆的な教育を実践してきた。</p> <p>先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱した者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦した者など、それぞれの時代を切り開いた<u>人々の輝かしい足跡</u>が今によみがえる。</p> <p>我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。<u>岡山市においても男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取組を総合的に進めてきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行等は依然根強く、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別の解消も課題となっている。また、配偶者等からの暴力や様々なハラスメントの根絶、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等、男女共同参画社会の実現のためには多くの課題がある。</u></p> <p>社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、<u>性別、性自認、性的指向等にかかわらず、すべての人が</u>、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。</p>

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。

(追加)

(追加)

(2) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関

ここに、私たち岡山市民は、性別、性自認、性的指向等にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績を礎にして、市、市民、自治組織及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、自治組織、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別、性自認、性的指向等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別、性自認、性的指向等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

(2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(3) 性的指向 どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。

(4) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関

する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手をいう。

(追加)

(3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

(2, 3, 4, 5, 6, 7 削除)

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われな

する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手をいう。

(5) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) すべての人が性別、性自認、性的指向等を理由とする差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んぜられ、自分らしく輝くことができること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識が解消され、すべての人が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できること。

(3) 家族を構成するすべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できること。

ればならない。

- 4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策（積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。）を策定し、実施する責務を有する。

2 (略)

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(4) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に性別、性自認、性的指向等にかかわらず、すべての人が共同して参画する機会が確保されること。

(5) すべての人が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重され、生涯を通じた健康に配慮されること。

(6) 国際社会における取組と協調、連携して行われること。

(7) 市、市民、自治組織及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置及び性別、性自認、性的指向等による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 (略)

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、自治組織及び事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(追加)

(追加)

(追加)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 (略)

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第5条の2 自治組織は、その地域活動において、方針決定過程における男女共同参画の推進を図る取組を行い、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 自治組織は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、性別、性自認、性的指向等にかかわらず、すべての人が職場における活動に対等に参画する機会の確保を図るとともに、職場における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立を支援する職場環境を整備し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 (略)

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、性別、性自認、性的指向等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として個性と能力を発揮することを旨とする男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 性別による固定的な役割分担意識によらず、すべての人は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、積極的に参画する

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2), (3) (略)

(基本計画)

第9条 (略)

2 (略)

(1), (2) (略)

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4, 5, 6, 7 (略)

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 (略)

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自

よう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別、性自認、性的指向等を理由とする差別的取扱い

(2), (3) (略)

(基本計画)

第9条 (略)

2 (略)

(1), (2) (略)

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民、自治組織及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4, 5, 6, 7 (略)

(普及啓発)

第11条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 (略)

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成

主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(追加)

(追加)

に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、性別による固定的な役割分担意識によらず、すべての人が、家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民、自治組織及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、年1回男女共同参画推進週間を設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民、自治組織及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担意識、女性に対する暴力等のほか、性自認、性的指向を理由とする偏見や差別を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策の立案及び決定における男女共同参画)

第19条の2 市は、政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発に努

(追加)

(追加)

(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2, 3 (略)

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター（以下「市相談支援センター」という。）を岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「さんかく岡山」という。）内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 (略)

(1), (2), (3) (略)

めるとともに、職員の職場における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立を支援する制度を活用できる環境づくりに努めるものとする。

(災害対応における男女共同参画)

第19条の3 市は、災害等への対応（防災対策を含む。）においては、男女共同参画の視点に立って実施するよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第20条 市民、自治組織及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2, 3 (略)

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター（以下「市相談支援センター」という。）を設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うとともに、法第3条第2項（法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとする。

3 (略)

(1), (2), (3) (略)

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

2, 3 (略)

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民、自治組織及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、岡山市男女共同参画社会推進センター（以下「さんかく岡山」という。）の機能の育成、充実を図るものとする。

2, 3 (略)